

累進課税制度に関する一考察

杉田 芳雄

I. はじめに

租税制度に関しては公平、中立、簡素が三原則とされている。このうち、納税者の最も関心の高い原則は、第一番目に挙げた「公平性」の問題である。

公平性を考える場合、現代租税論においては、水平的公平と垂直的公平の二側面があることとされている。

さて、この公平性の二側面は夫々次のように定義され理解されている。すなわち、水平的公平とは同一所得（富）の納税者は同一負担を課すことが公平性を満たし、負担能力に応じて負担割合を課すことが垂直的公平性を確保するものと定義されている。

租税の公平性問題に関しては数多くの論述があるが、本論においては垂直的公平性の問題を取り上げ、納税者の心理にも視点を置きながら累進課税制度について考察してみたい。現行我が国の税制においては、所得税法及び相続税法（含む贈与税）が累進課税制度を採用しているが、本稿では所得税制度を中心に議論をしていく。

II. 垂直的公平の定義

租税の根拠論によると租税利益説（受益）と租税義務説に大別される。この租税利益説は社会契約論的国家間から、国家が国民に与える利益の対価として租税の根拠を置くものである。一方、租税義務説は有機体的国家観を前提に、国家目的のための納税は国民にとって当然の義務であると考えられるものである。

これら租税の根拠論を前提に租税の負担配分を考えてみる。すなわち国家が国民にどのような租税負担を求めるのかという租税政策基準の問題で

ある。

先ず、租税利益説で考えると、国家の提供する公共サービスの受益に応じて租税を負担するのが公正であるとするものである。一方租税義務説では、租税は経済力に応じて負担することが公正と考えるものである。

国家からの受益は個別に測れるものではなく、一般的報償を意味するものであり無償性が正当化され租税とは国家メンバーの会費と解される。そこから導き公正公平な課税政策を考えていくとき、等しい経済力の人々の等しい取扱いと、異なる経済力の人々の異なる取扱いという二つの側面が出てくる。前者を水平的公平、後者を垂直的公平と称する。すなわち垂直的公平とは、納税者の担税力に応じて負担配分することが公平性に適っているということである。

Ⅲ. 累進課税制度の根拠について

垂直的公平性確保の手段として累進課税制度が最も適っている、と言われている。すなわち高所得者（富者）ほど相対的に高い税負担になることを要求するもので、A. ワグナーの租税原則あたりから強く主張されはじめた。累進課税制度に関する歴史変遷については後述するが、A. ワグナーは市場による所得配分を公正なものではなく、修正すべきであると考え、所得に比例して課税することが公平ではなく、累進的に課税することこそが公平だとしている。租税の役割として所得再分配、徴税面で担税力に重きを置くという主張であり現代の租税理論の大前提となっている。

累進課税の根拠について多くの議論があるが未だ正当化できる理論は出現していない。その主な論を三説に要約して次に記しておこう。

多くの論者に支持されているものに平等犠牲説がある。この論には①絶対的平等犠牲説、②比例平等犠牲説及び③限界平等犠牲説がある。①は所得の多寡にかかわらず定額税を課し、②の論については比例税率によるフラットタックスがイメージされる。③の限界平等犠牲説では高額所得者ほど増加所得一単位当たりの効用が低減するので、高率課税が可能であるとする論でこれが累進課税適用の根拠になると思われる。

次に富裕層課税に最も大きな政治的支持が現れるとされるのが補償説である。政府の活動に起因し財産や所得分配に不平等が生じた場合、これを補償するため富裕者課税（累進課税）を是認するものを補償説と称する。例えば、フラット税率の一般消費税など採用による逆進性を相殺するため累進性を高めるようなケースがこの補償説で説明が出来るであろう。

三番目の説として支払能力説がある。高所得者や資産家ほど多くの所得を得て財産を増やしていくことが出来、富者は益々豊かになっていき格差は拡大の一途を辿る。従って格差を是正し所得を平準化していくために累進課税を必要とする考え方である。すなわち担税力に応じた税制度を強く推進する理論的支柱になっているものである。

我が国税制における法的基礎は憲法14条「法の下での平等」を受けての「租税平等主義」である。この平等（公平）の観点から上記のような三説が議論されている。

IV. 累進課税制度の歴史・変遷

累進課税理論は既に16世紀のフィレンツェにおいて富裕層課税が主張されていた¹との歴史が紹介されている。19世紀A. ワグナーの有名な租税原則にも明快に打ちだされていた。これは租税負担の公平を求める公平性の原則を公正の概念を持ち出している。A. ワグナーは市場による所得分配を公正だとは考えていないため所得分配を修正すべきだとして所得に対して累進的に課税することこそ公平だとしている。すなわち、租税の役割として、所得再分配、徴税面では担税力に重きをおくという主張であり現在の租税理論の大前提となっている。

一方A. スミスも公平の原則を租税原則の一つとして提唱しているが、所得に比例して課税することこそが公平だ²と論じている。

累進課税制度は今では当然の前提として受け入れられているが、その導入はそう古くはなく20世紀初頭英国の首相L. ジョージによるものと言われている。L. ジョージは税制の歴史を劇的に変えた人物で、その税制は「税率革命」と言われている。この施策は国民所得の平均化を急進的に実

行しようとするもので、後の英国の衰退の大きな要因になったものと言われている。

その後サッチャー政権誕生まで「最大多数の最大幸福」、「揺りかごから墓場まで」といった社会主義的思考から累進課税制度は英国キャラハン政権時代には所得税の最高税率83%、不労所得の最高税率98%にも達したといわれている。

さて、国内の所得税制における税率の変遷に目を転じると興味深い。我が国に所得税制度が導入されたのは明治20年であり、産業の大部分が零細農業で未だ資本主義経済が成立していない状態であった。当時の政治経済環境からも近代化を急ぐ必要に迫られ財政需要確保が喫緊の課題であった。地租と酒税による圧倒的な財源比重を是正し新たな税源を確保する目的で所得税制度の創設がなされた。税率は驚くべきことに5段階の所得階層別に単純累進税率（1%～3%）が採用されていたのである。明治32年になると税率のキザミ（ブラケット）が1%から5.5%の12段階の単純累進税率へと改正された。

画期的なのは、大正2年に超過累進税率が初めて採用されたことであり、2.5%から22%までの13段階区分をもつことになった。これにより上位ブラケットに該当する納税者との逆転現象がなくなり税制面で改善されたといえ、この流れが今日まで続いているとみてよいであろう。

その後、税率及びキザミ（ブラケット）は頻繁に改定され、最高税率は85%³までに昇ってしまったことがあったが、シャープ税制で最高税率55%、ブラケット7段階に緩和・簡素化された。しかしながら戦後税制ではこのシャープ税制からの離反の歴史といわれたようにピーク19ブラケット、最高税率75%（住民税所得割と合算すると88%）に達した時代もあった。

オイルショックを経て1980年代になると日本経済は外需依存体質を内需主導型経済へと移行してきた。この時期サッチャー、レーガン税制の流れを汲み中曽根、竹下政権時代の抜本的税制改革によりブラケットの縮減（累進度合いの低下）、最高税率の引下げが行われたのである。当時（平成元年度）はブラケット数5段階、最高税率50%となっている。（昭和50年代後半以降の所得税率推移は後記表13参照）

累進課税制度に関する一考察

1989年（平成元年）をピークにバブル経済は崩壊し、日本経済は長期に亘る低迷期に陥りデフレ経済に突入した。併せて急速に進む少子高齢化国家の先頭にたつてしまい財政状況は深刻化している。景気低迷による税収難、膨れあがる年金・保険支出に対応すべく政権が倒れるような逆風も乗り越え大型間接税である一般消費税（付加価値税）を創設した。新税創設に際しては、一時的に所得税減税と抱き合わせ政策によって反対を躲す策を講じ所得税による増税や累進度合い引き上げは採り入れていなかった。

しかしながら、経済低迷期に問題となる所得格差が社会問題となり、次表のとおり若干の累進度引き上げや富裕層に対しての所得控除縮減策を徐々に取り入れてきて現在に至っている。ここで累進課税による負担差異を次表1、2において確認してみよう。

本試算から、適用税率のみでなく、現行税制によると給与所得控除及び配偶者控除の所得控除適用可否により累進課税度合いが高まっている。

表1 現行所得税（平成30年分）における税率表

| 課税所得金額（所得控除後） | 税率 | 控除額（円） |
|-------------------------|-----|-----------|
| 1,000円～ 1,949,000円 | 5% | 0 |
| 1,950,000円～ 3,299,000円 | 10% | 97,500 |
| 3,300,000円～ 6,949,000円 | 20% | 427,500 |
| 6,950,000円～ 8,999,000円 | 23% | 636,000 |
| 9,000,000円～17,999,000円 | 33% | 1,536,000 |
| 18,000,000円～39,999,000円 | 40% | 2,796,000 |
| 40,000,000円～ | 45% | 4,796,000 |

（注）税率ゴシック段階（23%、33%）の中間所得層に対し激変緩和策が講じられている。

出所：国税庁HP「No.2260 所得税の税率」より筆者加筆

（ホーム／税の情報・手続・用紙／税について調べる／タックスアンサー（よくある税の質問）／所得税／No.2260 所得税の税率）

表2 給与所得者階層別実効税率試算表

| 給与年収① | 税額② | 可処分所得 (①-②) | 実効税率% (②/①) |
|--------|------------|-------------|----------------|
| 240万円 | 37,000 | 2,363,000 | 1.54 |
| 360万円 | 79,000 | 3,521,000 | 2.19 |
| 600万円 | 272,500 | 5,727,500 | 4.54 |
| 1200万円 | 1,529,700 | 10,470,300 | 12.75 |
| 2400万円 | 5,772,000 | 18,228,000 | 24.10 |
| 5000万円 | 16,543,000 | 33,457,000 | 33.10 |
| 1億円 | 39,043,000 | 60,957,000 | 39.04 |

(注1) 試算モデルは配偶者(専業主婦)あり、その他子供は扶養控除対象外

(注2) 給与収入2400万円以上は配偶者控除適用外

出所:筆者作成

V. 累進課税制度批判

これまでの記述を前提に、ここで本論の中心課題である累進課税制度批判を論述する。

1. 累進課税制度は公平か。

累進課税制度は、その根拠論で示した通り税負担の平等と所得再分配を同時に満たす優れた税制であると認識され多くの国で採用されている。そもそも19世紀に累進課税制度を指示した人々の目的は財政需要を満たすために必要な税負担をいかにして平等に課すかということであり所得再分配ではなかった。20世紀になって累進課税の目的が公正な所得分配の実現に変わったのは科学的な議論を根拠によるものではなく、政治的な要請から行われてきたものである⁴と、ハイエクが述べている。

2. 累進課税制度の要請

現在、累進課税制度を要請する理由は担税力による応分の負担が税の公平性を担保し所得格差は正に寄与している、と説明されている。前述したように税の機能として累進課税によって所得再配分効果が得られる、とするものである。しかしながら、K. シーブ他(2018)は過去の累進課税制

度（富裕者課税）の支持は戦争のための大規模動員に伴ったものだ⁵と主張されている。大規模動員に際し労働者階級が徴兵されるのであれば、資本家階級にも同様のことが要求され富裕層には他の国民より高い税を課すことでその目的を達する手段の一つである。

また、富裕層課税（累進課税）を強化するということは、それ以外の国民の利益に適うと考えているからで、結果の不平等が機会の不平等から生じていると信じているからでもある。従って、政府は多数派を占める富裕層以外の多数派の国民の支持を取り付けることができる累進課税制度を推進することになる。「民主主義国は不平等が大きくなると富裕層に課税する」、と言われる所以でもある。我が国の所得税制度も最もフラット化が進んだ時期はバブルの頂点に近い時期であったことで、バブル崩壊後の長期低迷期になると徐々に累進課税制度が復活しつつあることも、これに符合する。

3. 経済的分配の公平性が全てか

多分に哲学的議論になるが、人生における幸福や成功の要因は何であろうか。筆者は努力、能力、運の三つと考える。能力は単なる学力等でないことは自明である。あらゆる分野から選択したものに没入することが出来る力であると単純化しても間違いではなかろう。運は勿論チャンスを引き寄せる力である。しかしながら、現実社会では経済至上主義が蔓延しているようだが、多様な生き方が選択できる世の中になってきて、経済的分配の公平性確保を至上命題にするのは大いに疑問を呈する。

ここである人物比較のケースを考えてみよう。

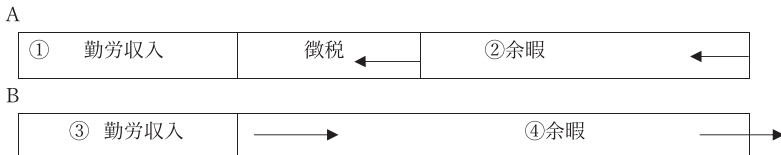


図1 幸福量比較（幸福量を勤労と余暇の和とした場合）

A、B二名の人物は、同程度の能力、生産手段を有している。Aは稼得利益は多いが、過酷な仕事に従事している。一方Bは趣味人で、暇があり

楽な仕事を選んでいる。この場合、A、Bとも平等な所得を得ていたら、これは結果の平等で実質不平等と言わざるを得ない。

図1では①+②=③+④となっているにもかかわらず、勤労収入に所得格差が生じたとし、政府が累進課税を通じて所得再分配を行い結果収入平等にしたら、Aは納税差額分だけ幸せを失うことになる。まさに、政府による富（幸福）の収奪といえよう（左向き矢印は徴税、右向き矢印は所得再分配）。①+②<③+④

4. 累進課税制度はどんなマイナスをもたらすか。

ここまで累進課税制度批判を述べてきたが、最後に制度がもたらすであろうマイナス面をいくつか列挙してみたい。

- (1) 労働インセンティブを低下させるというものであり、多くの研究がある。過酷な累進制度が適用されると勤労意欲が削がれ社会の労働生産性は急低下しかねない。リスクをとって起業しても累進的に高額課税されると社会に有用な仕事への参入意欲が失せることになり、経済の活性化が阻まれることになるであろう。
- (2) 高所得者、富裕者に対し本論3頁記載のごとく最高税率90%近くに達する過度な累進税率は当に懲罰的であり、これは「分配の正義」の仮面をかぶった嫉妬心を助長し社会不安定要因が増える懸念がある。
- (3) 前記(1)と同様事業家の場合を考えると資本形成に悪影響を及ぼす。得た所得の大部分を納税することになり新たな投資を行えなくなる、というように経済発展を抑え込む効果を持つことになる。
- (4) ノブレスオブリージェの精神を持った富裕者、篤志家を排除することにより歴史、伝統の継承者が薄れてくる。
- (5) 租税回避行動が活発化しその捕捉のための税制度改正等Tax Expenditureが増大する。

VI. 累進課税制度の代替手段はあるか。

次に直近35年間の税率税収等推移を記す。

累進課税制度に関する一考察

表3 税率税収等推移表

| 年度 | ブラケット | 税率範囲 | 所得税収 (兆円) | GDP (兆円) |
|-------|-------|-----------|-----------|----------|
| 昭和58年 | 19 | 10%~75% | 13.6 | 295.3 |
| 59年 | 15 | 10.5%~70% | 14.1 | 313.1 |
| 60年 | 15 | 10.5%~70% | 15.4 | 333.7 |
| 61年 | 15 | 10.5%~60% | 16.8 | 366.3 |
| 62年 | 12 | 10%~60% | 17.4 | 393.6 |
| 63年 | 6 | 10%~60% | 17.9 | 421.5 |
| 平成元年 | 5 | 10%~50% | 21.4 | 453.6 |
| 2年 | 5 | 10%~50% | 26.0 | 482.8 |
| 3年 | 5 | 10%~50% | 26.7 | 495.1 |
| 4年 | 5 | 10%~50% | 23.2 | 495.3 |
| 5年 | 5 | 10%~50% | 23.7 | 501.5 |
| 6年 | 5 | 10%~50% | 20.4 | 512.5 |
| 7年 | 5 | 10%~50% | 19.5 | 525.8 |
| 8年 | 5 | 10%~50% | 19.0 | 534.1 |
| 9年 | 5 | 10%~50% | 19.2 | 527.9 |
| 10年 | 5 | 10%~50% | 17.0 | 519.7 |
| 11年 | 4 | 10%~37% | 15.4 | 526.7 |
| 12年 | 4 | 10%~37% | 18.8 | 523.0 |
| 13年 | 4 | 10%~37% | 17.8 | 515.4 |
| 14年 | 4 | 10%~37% | 14.8 | 520.9 |
| 15年 | 4 | 10%~37% | 13.9 | 524.1 |
| 16年 | 4 | 10%~37% | 14.7 | 526.9 |
| 17年 | 4 | 10%~37% | 15.6 | 531.7 |
| 18年 | 4 | 10%~37% | 14.1 | 520.7 |
| 19年 | 6 | 5%~40% | 16.3 | 489.5 |
| 20年 | 6 | 5%~40% | 15.0 | 500.3 |
| 21年 | 6 | 5%~40% | 12.9 | 491.4 |
| 22年 | 6 | 5%~40% | 13.0 | 494.9 |
| 23年 | 6 | 5%~40% | 13.5 | 503.2 |
| 24年 | 6 | 5%~40% | 14.0 | 513.9 |
| 25年 | 6 | 5%~40% | 15.5 | 531.3 |
| 26年 | 6 | 5%~40% | 16.8 | 535.9 |
| 27年 | 7 | 5%~45% | 17.6 | 545.1 |
| 28年 | 7 | 5%~45% | 18.6 | 549.0 |
| 29年 | 7 | 5%~45% | 19.0 | 557.8 |

(注1) ブラケット数及び所得税税率は各年分の所得税法に基づく

(注2) 各年分の所得税収は財務省公表データ

(注3) GDPは名目値

出所：筆者作成

従来我が国の財政が目指すところは、高福祉、低負担であった。このような虫の良いことが続く筈がない。既に突入してしまった少子高齢化社会では、高福祉か中福祉か、高負担か中負担かの選択を迫られており、政府は中長期的な国家のあるべき姿を明示していくことが必要であろう。

経済財政面でみれば、既述の通りあれだけ凋落した英国がサッチャー改革により蘇ったのはひとえに税率の引下げ、累進度合いの緩和を果敢に実施したことに尽きる。

ついでに累進度合いの引下げ、限りなくフラット税制へ近づけるべきと考える。次表のとおり昭和50年代後半以降の所得税におけるブラケット数、税率、税収（所得税）、GDPの推移を記した。

上記表はかなり長期間のトレンドを見ることが出来、これによると所得税による税収確保の観点からは、累進度合いが引き下げられても税収急減は見られず、景気動向（GDP）に影響を受ける事が分かる。更に対GDP比率は概ね3%程度なので、所得税の課税標準がGDPに占める割合にもより極論ではあるが、3～5%程度のフラット税率でも税収確保は達成できるのではないかと考えられる。

Ⅶ. おわりに

本論での主題である累進課税制度は、公平性の観点から現状圧倒的に支持されており、垂直的公平の代名詞でもある。過去に疑問を呈され大きく見直されたのは、本論前半でも触れたが、サッチャー改革で取り上げられた時である。この流れをくむ経済理論はシカゴ学派と称されている新自由主義者といわれていた。規制緩和、市場重視、小さな政府を目指す強者の論理と敬遠されてきた。筆者が今頃取り上げるのは時代遅れの感があるが、見直してみると決して強欲な拝金主義者論理とは思えない。

富者から貧者への富の移転による所得再分配により達成するツールとしての累進課税制度では、結果平等になったとしても競争が無意味になり新たなイノベーションは起こらないので、社会に活気が失われてしまう。常に新技術開発、新商品、新サービスが生まれ社会全体が活気にあふれ豊か

になった場合、国家による強制的に徴収した税を再配分するのではなく、ノブレスオブリージュとして寄附金文化が浸透しないものかと考える。

我が国は、個別事象において種々問題はあるものの国民のレベルも高く成熟した社会を確立していると思われる。この状況を更に政府（国家）に寄りかかり益々大きな政府を目指すのが正解であろうか。福祉の充実等全て国家予算（主として税収）に頼り切るのではなく、寄附金文化を醸成して真の国民相互間の助け合いによる社会はできないものであろうか。話題になっている「ふるさと納税制度」への規制は中央集権の強化に結び付かないか、と危惧する。この点、税制面でも更に充実した寄附金税制を検討する必要性が大いにあると考える。

福祉社会が行きあたり安心して暮らしが出来る社会は理想ではあるが、我が国においても福祉・年金問題でも「損か得か」の観点から議論され政府への依存体質が強まっているのは否めない。真に必要なセーフティーネット確立は当然のこととした上で、国民（納税者）一人一人が自助自立の精神を發揮して、自由で豊かな国にしていきたいものである。

本章冒頭のサッチャー改革の思想的ブレンはF. A. ハイエクと言われている。古希を過ぎ後半人生僅かとなった筆者はハイエクの経済思想を研究テーマとして残り期間を費やしてみたい。

本論では極論・暴論のため数多い誤謬が目立つことと感じているので、ぜひご指摘、ご助言を願いたい。 以上

注

- 1 K. シープ他、立木勝訳（2018）『金持ち課税』 p 16.
- 2 A. スミス、山岡洋一訳（2007）『国富論』第5編第2章P 414.
- 3 昭和22年11月法律第142号所得税法の一部改正による基本税率
- 4 F. A. ハイエク、気賀・古賀訳（1987）『自由の条件Ⅲ』 p 310.
- 5 K. シープ他、立木勝訳（2018）『金持ち課税』 p 21.
- 6 竹内靖雄『正義と嫉妬の経済学』 p 64.

参考文献

A. スミス著、山岡洋一訳（2007）『国富論』日本経済新聞社

- F. A. ハイエク著、気賀健三・古賀勝次郎訳（1987）『自由の条件Ⅲ』春秋社
- K. シーブ／D. スタサヴェージ著、立木勝訳（2018）『金持ち課税』みすず書房
- M. サッチャー著、石塚雅彦訳（1993）『サッチャー回顧録』日本経済新聞社
- 神野直彦著（2002）『財政学』有斐閣
- 高木勝一著（2000）『日本所得税発達史』ぎょうせい
- 竹内靖雄著（1992）『正義と嫉妬の経済学』講談社
- 田中治著（2002）『税率の法理論』日税研論集VOL 49、公益財団法人日本税務研究センター
- 團野正浩著（1991）『ハイエクの租税論』税大論叢（21号）税務大学校
- 渡部昇一著（2005）『税高くして国亡ぶ』WAC